

神奈川地方最低賃金審議会 会長 様

神奈川労働局 局長 様

2025 年度・神奈川地方最低賃金改定にあたっての意見書

神奈川、静岡、山梨の3県で事業展開する生活協同組合ユーコープは、従業員の約7割がパートやアルバイトなどの非正規労働者です。神奈川県で働くパート職員の時給は最低賃金とほぼ同水準にあり、最低賃金の改定に伴って時給が引き上げられる状況が続いています。異常な物価高騰が続く中で、春闘での賃上げの成果が得られ難い非正規労働者にとって、実質賃金の低下と生活苦は深刻です。

生活協同組合ユーコープでは神奈川、静岡、山梨それぞれ働く県によってパート労働者の時間給が異なり、最大で114円の格差があり、全国では最低賃金が最高額の東京1,163円と最低額の秋田951円の地域間格差は212円です。格差を生み出す根本的要因は、都道府県ごとに最低賃金が決められる最低賃金法にありますが、現行法の最低賃金決定の3要素である「その地域の労働者の①生計費、②賃金、③事業の支払い能力」のうち、「地域の労働者の生計費」については議論が尽くされず、「事業の支払い能力」に重きが置かれていることも大きな問題です。労働基準法は第1条で「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条は、「労働者が

健康で文化的な生活を営むことができるよう」にするとしています。神奈川地方最低賃金審議会におかれましては、8時間働けば普通の生活ができる労働者の生計費やあるべき最低賃金の水準について、独自性を持った調査研究を行い議論してください。

最後に、最低賃金の大幅引き上げには中小企業の支援が欠かせません。価格転嫁、公正取引、社会保険料、税金に対してより具体的な支援を行うことで、社会全体の賃上げに中小企業が取り残されることのないよう国に対してより具体的な策を講じるよう要望してください。物価上昇を上回る最低賃金の大幅引上げ、今すぐ1500円以上の実現によって、どんな働き方であってもまともな生活が保障されることを強く要望します。

2025 年 7 月 11 日

ユーコープ労働組合

中央執行委員長

積 哲也

